

舞鶴市消防団員等公務災害補償条例の改正について

条例第5条第3項における号		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区分		配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
平成29年度	加算額(月額)	333円	267円	217円			
	扶養親族に係る配偶者がいない場合の加算額(扶養親族のうち1人に限る)	—	333円	—			
	扶養親族に係る配偶者及び子がない場合の加算額(扶養親族のうち1人に限る)	—	—	300円			
平成30年度以降		<u>217円</u>	<u>333円</u>	<u>217円</u>			